現 行

Ⅲ.監督上の評価項目と諸手続(共通編)

(略)

Ⅲ-2 業務の適切性(共通編)

(略)

Ⅲ-2-3-1 適合性原則

金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、 財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件 に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。 そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を 確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証すること とする(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心 の注意を払うこと。)。

(1) 主な着眼点

①~② (略)

(新設)

(略)

VI. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)

(略)

VI-2 業務の適切性(投資運用業)

(略)

改正案

皿. 監督上の評価項目と諸手続(共通編)

(略)

Ⅲ-2 業務の適切性(共通編)

(略)

Ⅲ-2-3-1 適合性原則

金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、 財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件 に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。 そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を 確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証すること とする(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心 の注意を払うこと。)。

(1) 主な着眼点

①~② (略)

③ 一般投資家の申出による特定投資家への移行 金商法第34条の3第1項の規定に基づき、「一般投資家」である顧客よ

り「特定投資家」への移行の申出を受けた際には、顧客の知識、経験、 財産の状況、投資目的に照らして「特定投資家」として取り扱うことが ふさわしいか否かを考慮した上で、承諾の可否について判断しているか。

(略)

VI. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)

(略)

Ⅵ-2 業務の適切性(投資運用業)

(略)

現 行

Ⅵ-2-2 投資一任業に係る業務の適切性

投資ー任業者(投資ー任契約(金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。以下同じ。)に基づき、同号に掲げる行為を業として行う者をいう。以下同じ。)の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

Ⅵ-2-2-1 業務執行態勢

(1) 運用財産の運用・管理

投資ー任業者が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

①~⑥ (略)

(新設)

改正案

Ⅵ-2-2 投資一任業に係る業務の適切性

投資一任業者(投資一任契約(金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。以下同じ。)に基づき、同号に掲げる行為を業として行う者をいう。 以下同じ。)の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

Ⅵ-2-2-1 業務執行態勢

(1) 運用財産の運用・管理

投資ー任業者が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

①~⑥ (略)

② 運用財産の管理について権利者(特定投資家を除く。以下⑦~⑨までにおいて同じ。)が信託会社等への信託をする場合において、対象有価証券(金商業等府令第 130 条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下⑦~⑨までにおいて同じ。)に投資する際、信託会社等が対象有価証券の真正な価額を知るために必要な措置として、(i) 当該信託会社等が対象有価証券の価額について、当該価額の算出を行う者から直接に通知を受けることを確保するための措置、または、(ii) 当該信託会社等が当該対象有価証券の価額について、当該価額の算出を行う者に対し直接に確認することができることを確保するための措置が講じられるよう適切な態勢整備が行われているか。また、投資一任業者が、当該対象有価証券へ

| 現 行 | |
|----------------------|---|
| 現 行 | 改 正 案 |
| | <u>の投資後においても、かかる措置が確保されているかを定期的に確認し</u> |
| | <u>ているか。</u> |
| | ⑧ 運用財産の管理について権利者が信託会社等への信託をする場合にお |
| | いて、対象有価証券に投資する際、当該対象有価証券に係る権利を有す |
| | <u>る者から出資又は拠出を受けた資産に係るファンド監査(金商業等府令</u> |
| | 第 130 条第 4 項に規定するファンド監査をいう。以下同じ。)が行われる |
| | よう適切な態勢整備が行われているか。また、投資一任業者が、当該対 |
| | 象有価証券への投資後においても、当該ファンド監査が行われているか |
| | を定期的に確認しているか。さらに、投資一任業者がファンド監査に係 |
| | る外部監査人の選任に関与する場合にあっては、その監査の独立性・実 |
| | <u>効性の確保に努めているか。</u> |
| | ⑨ 運用財産の管理について権利者が信託会社等への信託をする場合にお |
| | いて、対象有価証券に投資する際、信託会社等がファンド監査の真正な |
| | 監査報告書等の提供を受けるために必要な措置が講じられるよう適切な |
| | 態勢整備が行われているか。また、投資一任業者が、当該対象有価証券 |
| | への投資後においても、かかる措置が確保されているかを定期的に確認 |
| | <u>しているか。</u> |
| (略) | (略) |
| VI-2-2-2 勧誘・説明態勢 | VI-2-2-2 勧誘・説明態勢 |
| | |
| (1)(略) | (1)(略) |
| | |
| (2)契約締結前の書面交付に係る留意事項 | (2)契約締結前の書面交付に係る留意事項 |
| ①~③ (略) | ①~③(略) |
| (新設) | ④ 金商業等府令第96条第1項第6号に規定する「財務又は投資ー任契約 |

| 現 行 | 改正案 |
|-----|---|
| | に係る業務に関する外部監査」には、以下のもの(これらに相当するも |
| | <u>のを含む。)が該当する。</u> |
| | ・金商法第 193 条の2第1項の規定に基づく監査証明に係るもの(VI |
| | -3-2-3(1)④において「財務諸表監査」という。)及び同第 |
| | 2項の規定に基づく監査証明に係るもの(Ⅵ-3-2-3 (1) ④ |
| | において「内部統制監査」という。) |
| | ・会社法に基づく会計監査人による監査 |
| | ・監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の |
| | 保証報告書」(日本公認会計士協会)、Statement on Standards for |
| | Attestation Engagements (SSAE) No. 16 「Reporting on Controls at |
| | a Service Organization」(米国公認会計士協会)、International |
| | Standard on Assurance Engagements (ISAE) No. 3402 「Assurance |
| | Reports on Controls at a Service Organization」(国際監査・保 |
| | <u>証基準審議会)等の基準に基づく受託企業の内部統制に関する保証</u> |
| | 業務(VI-3-2-3(1)④において「内部統制保証業務」という。) |
| | ・資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パ |
| | フォーマンス基準(GIPS)に準拠しているかに関する検証 |
| | ⑤ 金商業等府令第96条第2項第3号に規定する「当該金融商品取引業者 |
| | 等とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が |
| | 金融商品取引業者等の金商業等府令第1条第3項第14号に規定する親法 |
| | 人等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関 |
| | <u>係外国法人等に該当する場合に、その旨を記載する。</u> |
| | ⑥ 金商業等府令第96条第2項第3号に規定する当該金融商品取引業者等 |
| | <u>とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められ</u> |
| | <u>る一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。</u> |

| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
|--------------------------------------|--|
| 現 行 | 改正案 |
| (略) | (略) |
| VI-2-2-5 その他留意事項 | VI-2-2-5 その他留意事項 |
| | |
| (1)~(3) (略) | (1)~(3) (略) |
| | |
| (新設) | (4) 厚生年金保険法の規定による投資ー任契約についての留意事項 |
| | ① 顧客である厚生年金基金が、厚生年金基金令第39条の15第1項の規定 |
| | により、特定の運用方法に集中しない方法により年金給付等積立金を運 |
| | 用するよう努めなければならないとされていること(以下、「分散投資義 |
| | 務」という。)を踏まえ、厚生年金基金により分散投資義務が履行されて |
| | いないおそれがあることを認識した場合に、当該厚生年金基金に対して |
| | その旨を通知するための適切な態勢が整備されているか。また、当該通 |
| | <u>知を行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消</u> |
| | しない場合において、例えば運用指針の変更の検討を当該厚生年金基金 |
| | <u>に対して求める等、協議を行っているか。更に、当該協議を経てもなお</u> |
| | 分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に |
| | 投資一任契約の解除を含めて検討を行う等、当該厚生年金基金が分散投 |
| | <u> 資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることとして</u> |
| | <u>いるか。</u> |
| | ② 厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する |
| | 目的等について把握し、当該厚生年金基金から運用指針が示された際、 |
| | これらの事情に照らして必要と認められる場合には、当該厚生年金基金 |
| | に対し、当該運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のあ |
| | <u>るリスクの説明を行うための適切な態勢が整備されているか。</u> |
| | ③ 厚生年金基金から、厚生年金基金令第30条第3項の規定に違反して、 |

| 現行 | 改正案 |
|--------|---|
| হ্য 11 | 図 エ 来 |
| | 安田財産の建用に関して、特定の資券・株式・安価証券等を取得又は処 分する等の指図(以下、「個別指図」という。)がなされた場合に、当該 |
| | |
| | 指示に基づく運用に応じないこととする等、金商業等府令第130条第1項 |
| | <u>第13号を遵守できるよう適切な態勢が整備されているか。また、厚生年</u> |
| | 金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切 |
| | <u>な態勢が整備されているか。</u> |
| | なお、以下の行為は、金商業等府令第130条第1項第13号に反しない。 |
| | ·厚生年金基金から、(i)投資一任業者の自社系ファンド(ファンドの |
| | 設定者又は運用会社が、当該投資ー任業者、金商業等府令第1条第3 |
| | 項第14号に規定する親法人等、同項第16号に規定する子法人等又は第 |
| | 126条第3号に規定する関係外国法人等であるファンドをいう。)の取 |
| | 得等に関する指図(運用指針や契約書等に明記する場合を含む。)、(ii) |
| | 特定の銘柄の有価証券の取得の禁止に関する指図、(iii) 1銘柄または |
| | 1 業種に対する投資比率制限等の運用方針に関する指図を受けた場合 |
| | に、これに応じること |
| | ・投資ー任業者が、投資ー任契約の勧誘に際し、当該契約の締結後に当 |
| | |
| | 項に規定する対象有価証券をいう。)を投資の対象とする方針である場 |
| | 合において、厚生年金基金に交付する契約締結前交付書面に、当該有 |
| | 価証券について記載し、説明する行為 |
| | ④ 投資一任業者が、運用成績の説明等のため、金融商品取引業を行う者 |
| | を帯同して顧客である厚生年金基金を訪問する際、当該訪問における説 |
| | |
| | 明等が、実質的に当該金融商品取引業を行う者の組成する商品等の勧誘 |
| | となり、厚生年金基金の個別指図を促すようなものとならないよう適切 |
| | <u>な態勢が整備されているか。</u> |

| 現 行 | 改正案 |
|-----------------------|---|
| | ⑤ 年金給付等積立金の運用に関して、厚生年金基金に対し、不確実な事 |
| | 項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれの |
| | あることを告げることのないよう適切な態勢が整備されているか。 |
| | ⑥ 金商業等府令第96条第2項第2号に規定するファンド資産及びその運 |
| | 用に係る重要な業務を行う者に係るデューディリジェンス及び継続的な |
| | モニタリングを行うに当たり、その具体的な基準及び手法を定めた社内 |
| | 規則や業務マニュアル等を整備するとともに、コンプライアンス部門や |
| | <u>リスク管理部門が当該デューディリジェンス及びモニタリングの実施状</u> |
| | 況につき検証を行う等、必要に応じた適切な態勢が整備されているか。 |
| | |
| | (注)投資一任業者は、顧客である厚生年金基金に対し、必要なリスク説明 |
| | 等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみに |
| | よって、投資一任業者としての善管注意義務を免れるわけではないことに |
| | <u>留意するものとする。</u> |
| (略) | (略) |
| VI-3 諸手続(投資運用業) | Ⅵ-3 諸手続(投資運用業) |
| (略) | (略) |
| VI-3-2-3 運用報告書 | Ⅵ-3-2-3 運用報告書 |
| | |
| (1)投資一任業に係る運用報告書の記載内容 | (1)投資一任業に係る運用報告書の記載内容 |
| ①~③ (略) | ①~③ (略) |
| (新設) | ④ 金商業等府令第 134 条第 1 項第 11 号に規定する「財務又は投資ー任契 |
| | <u>約に係る業務に関する外部監査」には、以下のもの(これらに相当する</u> |
| | <u>ものを含む。)が該当する。</u> |
| | ・財務諸表監査及び内部統制監査 |

| 現 行 | 改正案 |
|---------------------------|--|
| | ・会社法に基づく会計監査人による監査 |
| | - 内部統制保証業務 |
| | ・資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パ |
| | フォーマンス基準(GIPS)に準拠しているかに関する検証 |
| | ⑤ 金商業等府令第 134 条第 2 項に基づき、運用報告書に金商業等府令第 |
| | 96 条第 2 項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第 3 号の「当該金融 |
| | 商品取引業者等とファンド関係者との間の資本関係」については、ファ |
| | ンド関係者が金融商品取引業者等の金商業等府令第1条第3項第14号に |
| | 規定する親法人等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第 3 号 |
| | |
| | また、金商業等府令第 96 条第 2 項第 3 号の当該金融商品取引業者等と |
| | ファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる |
| | 一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。 |
| | |
| | (注)投資一任業者が権利者に交付する運用報告書の対象期間を、金商業 |
| | 等府令第 134 条第 3 項に定める期間 (6月 (権利者が厚生年金基金又 |
| | は国民年金基金である場合は3月)。以下この注において「法定期間」 |
| | という。)より短く設定した場合、当該権利者に交付するすべての運用 |
| | 報告書に、法定の運用報告書記載事項のすべてを記載する必要はなく、 |
| | 法定期間内に交付されるすべての運用報告書の記載事項を総合的に見 |
| | て、法定の運用報告書記載事項が網羅されていれば足りるものとする。 |
| (略) | (略) |
| Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業) | Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業) |
| (略) | (略) |
| Ⅷ-2 業務の適切性(投資助言・代理業) | Ⅷ-2 業務の適切性(投資助言・代理業) |

| 現 行 | 改正案 |
|-----------------------|---|
| (略) | (略) |
| Ⅲ-2-2-3 投資者保護のための情報提供 | Ⅷ-2-2-3 投資者保護のための情報提供 |
| | |
| (1)主な着眼点 | (1) 主な着眼点 |
| ①・② (略) | ①・② (略) |
| (新設) | ③ 利益相反を防止するための態勢 |
| | 代理・媒介業者が投資ー任業者から投資ー任契約の締結の媒介の委託 |
| | を受けている場合において、顧客に対し、投資顧問契約の締結の勧誘や |
| | 投資顧問契約に基づく助言等を行う際には、投資一任業者と契約してい |
| | <u>る旨等について、顧客にあらかじめ説明する等、利益相反を防止するた</u> |
| | <u>めの態勢が整備されているか。</u> |
| (以下略) | (以下略) |
| | |